

東郷町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の取扱いに関する

運用基準（案）

（趣旨）

第1条 この運用基準は、中学校における休日の地域クラブ活動に伴い、学校に勤務する職員が地域クラブ活動の運営団体及び実施主体（以下、「運営団体等」という。）から報酬を得てその指導に従事することについて、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定により東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う兼職兼業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 東郷町立学校設置条例（昭和47年条例第8号）に定める小学校及び中学校をいう。
- (2) 職員 教育公務員特例法第2条第1項の教育公務員であって、学校に勤務する者をいう。
- (3) 地域クラブ活動 地域の運営団体等が行う地域クラブ活動をいう。
- (4) 兼職兼業 職員が地域クラブ活動の運営団体等から報酬を得て地域クラブ活動の業務に従事することをいう。

（兼職兼業の許可の基準）

第3条 兼業兼職の許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 職員の本務に支障がないこと。
- (2) 職員が勤務する学校の運営に支障がないこと。
- (3) 職員が勤務する学校又は当該学校に勤務する他の職員の信用を失墜するおそれがないこと。
- (4) 職員以外の者からの要望、同調圧力等の申請者の意思に反したものではないこと。
- (5) 職員の時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計時間が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超過しないことが見込まれること。

ア 1か月につき100時間未満

イ 複数月平均して1か月につき80時間

- (6) 職員の心身の健康の保持に支障をきたすおそれがないこと。
- (7) 地域クラブ活動の指揮命令系統、指導体制、活動形態及び活動内容等が学校の業務と区分されていること。
- (8) 地域クラブ活動の報酬の額又はその態様が社会通念上適当なものであること。
- (9) 地域クラブ活動の運営団体等が、教育委員会が策定する「東郷町中学校部活動の地域展開ガイドライン」を遵守していること。

(兼職兼業の申請等)

第4条 地域クラブ活動に兼職兼業をしようとする職員（以下「申請者」という。）は、地域クラブ活動兼職兼業許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を当該職員が勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定により職員から申請書の提出があった場合は、その内容を確認し、必要に応じて当該職員への聴取り等を行い、兼職兼業をすることが適當と認めたときは、当該申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、兼職兼業の可否を決定し、地域クラブ活動兼職兼業許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により、申請者及び学校長に通知するものとする。

(健康管理)

第6条 学校長は、前条の規定による許可を受けた申請者（以下「兼職兼業職員」という。）の時間外在校等時間の管理その他健康管理を行うため、当該兼職兼業職員に地域クラブ活動従事時間報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）の提出を求めることが必要な措置を講じるものとする。

- 2 兼職兼業職員は、地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月5日までに報告書を学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を確認し、兼職兼業職員が地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月10日までに当該報告書の写しを教育委員

会に提出しなければならない。

(許可の取消)

第7条 教育委員会は、兼職兼業職員が第3条各号に掲げる基準のいずれかに該当しないことがわかったときその他必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(保険への加入)

第8条 地域クラブ活動の運営団体等及び兼職兼業職員は、地域クラブ活動への従事中に事故等が発生した場合における損害賠償その他の民事上の責任に対し、適切な保険に加入するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この運用基準に定めるもののほか、職員の地域クラブの活動への兼職兼業に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この運用基準は、令和8年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

東郷町教育委員会教育長様

（学校長経由）

学校名

職・氏名

地域クラブ活動兼職兼業許可申請書

下記のとおり兼職兼業したいので、東郷町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の取扱いに関する運用基準第4条第1項の規定により、申請します。

記

1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体の名称

2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の名称

3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容

4 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の月及び週ごとの従事時間並びに従事内容

従事時間 時間／1か月

時間／1週間

従事内容

5 兼職兼業しようとする期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

6 報酬の見込み額

（時給・日給・月給・年給） 円

7 添付書類

- (1) 地域クラブ活動の運営団体等の規約、会則その他の組織、運営及び会計に関する定めが確認できる書類
- (2) 地域クラブ活動の活動状況、活動実績等が確認できる書類
- (3) 地域クラブからの依頼状の写し、その他地域クラブ活動への従事時間、報酬の額等が確認できる書類
- (4) その他教育長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

東教生発第 号
令和 年 月 日

学校名

学校長

（申請者）

様

様

東郷町教育委員会

教育長

印

地域クラブ活動兼職兼業許可（不許可）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、下記のとおり決定しましたので、東郷町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の取扱いに関する運用基準第5条の規定により、通知します。

記

1 兼職兼業を許可する期間（不許可の場合は、その理由）

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

2 兼職兼業を許可した地域クラブ活動

(1) 地域クラブ活動の運営団体の名称

(2) 地域クラブ活動の名称

(3) 地域クラブ活動の内容

(4) 地域クラブ活動の月及び週ごとの従事時間並びに従事内容

従事時間 時間／1か月

時間／1週間

従事内容

3 許可条件

(1) 地域クラブ活動に従事したときは、地域クラブ活動従事時間報告書に従事した時間等を記入し、その月の翌月5日までに学校長に提出すること。

(2) 学校長は、地域クラブ活動従事時間報告書の提出を受けた日の属する月の翌月10日までに当該地域クラブ活動従事時間報告書の写しを教育長に提出すること。

(3) 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計時間が一月において100時間を超え、又は複数月平均において80時間を超えた場合は、許可を取り消すことがある。

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

学校長 様

学校名

職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書

令和 年 月 日付け東教生発第 号で許可のあった兼職兼業については、下記のとおり活動しましたので、東郷町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の取扱いに関する運用基準第6条第2項の規定により、報告します。

記

活動月		地域クラブ活動に従事した時間(A)	時間外在校等時間(B)	AとBの合計時間(C)
報告月	年 月	時間	時間	時間
1か月前	年 月	時間	時間	時間
2か月前	年 月	時間	時間	時間
3か月前	年 月	時間	時間	時間
4か月前	年 月	時間	時間	時間
5か月前	年 月	時間	時間	時間
Cの平均時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）				時間